



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県組織規則の一部を改正する規則

所管課(室)名
新 行 政 推 進 室

規 則

長崎県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第23号

長崎県組織規則の一部を改正する規則

長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																					
目次 第1章及び第2章 略 第3章 地方機関 第1節及び第2節 略 第2節の2 <u>危機管理部関係地方機関</u> 第2節の3 <u>地域振興部関係地方機関</u> 第3節～第10節 略 第4章及び第5章 略 附則 (内部組織に置く課室等) 第7条 次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター(以下「課室等」という。)を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。	目次 第1章及び第2章 略 第3章 地方機関 第1節及び第2節 略 第2節の2 <u>地域振興部関係地方機関</u> 第3節～第10節 略 第11節 <u>その他知事の直近下位の組織関係地方機関</u> 第4章及び第5章 略 附則 (内部組織に置く課室等) 第7条 次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター(以下「課室等」という。)を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内部組織</th> <th>課室等</th> <th>係及び班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書・広報戦略部</td> <td>秘書課</td> <td>調整班 秘書班</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ながさき</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>PR戦略課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内部組織	課室等	係及び班	秘書・広報戦略部	秘書課	調整班 秘書班		<u>ながさき</u>			PR戦略課			広報課		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内部組織</th> <th>課室等</th> <th>係及び班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内部組織	課室等	係及び班			
内部組織	課室等	係及び班																				
秘書・広報戦略部	秘書課	調整班 秘書班																				
	<u>ながさき</u>																					
	PR戦略課																					
	広報課																					
内部組織	課室等	係及び班																				
略 総務部	略 秘書課 調整班 秘書班 広報課 報道企画班 広報班																					

	略	
	税務課	企画・ふるさと納税班 管理徴収班 市町税政班 課税班 県税システム班
	略	
危機管理部	防災企画課	防災企画班 防災推進班 原子力防災班
	基地対策・国民保護課	
	消防保安室	消防班 保安班
	略	
文化観光国際部	略	
	国際課	
	略	
	略	
福祉保健部	略	
	医療政策課	医療企画班 地域医療班 医事・医療相談班 がん対策班
	略	
	障害福祉課	管理班 社会参加支援班 自立就労支援班 精神保健福祉班
	略	
略	略	
産業労働部	産業政策課	総務・予算班 企画調整班 科学技術振興班
	略	
	新産業創造課	DX・新産業支援班 スタートアップ支援班 エネルギー産業振興班
	略	
	未来人材課	人材確保班 人材育成班
	雇用労働政策課	労政福祉班 職業能力開発班
水産部	略	
	漁業振興課	略
	漁業取締室	
	略	
農林部	農政課	総務・予算班 企画班 構造改善班 研究・普及班
	農業イノベーション推進室	みどり戦略推進班 技術普及・高度化支援班
	略	
	農産園芸課	農産共済班 果樹班 野菜班 花き特産班
	農産加工流通課	企画・輸出振興班 国内流通振興班

	略	
	税務課	企画徴収班 市町税政班 課税班 情報管理班
	略	
	略	
文化観光国際部	略	
	国際課	国際交流・政策班 平和推進・国際協力班
	略	
	略	
福祉保健部	略	
	医療政策課	地域医療班 医事・医療相談班 がん対策班
	略	
	障害福祉課	管理班 地域福祉班 自立就労支援班 精神保健福祉班
	略	
略	略	
産業労働部	産業政策課	総務・予算班 企画調整班 団体振興班
	略	
	新産業創造課	DX・新産業支援班 スタートアップ支援班 科学技術振興班 エネルギー産業振興班
	略	
	若者定着課	高校生定着班 大学生定着班
	雇用労働政策課	労政福祉班 職業能力開発班 産業人材対策班
水産部	略	
	漁業振興課	略
	略	
農林部	農政課	総務・予算班 企画班 構造改善班 研究・普及班 技術普及・高度化支援班
	略	
	農産園芸課	農産共済班 果樹班 野菜班 花き特産班 環境班
	農産加工流通課	流通振興班 販売多角化支援班

	略
	森林整備室 森林整備班 森林土木班
土木部	略
都市政策課	調整班 計画調整班 市街地・ 施設班 景観まちづくり班
略	
建築課	調整班 審査指導班 宅地指導 班 計画指導班
営繕課	営繕班 電気設備班 機械設備 班 公営住宅建設班 造成班
略	
盛土対策室	

	略
	森林整備室 森林整備班 治山班
土木部	略
	新幹線事業 対策室
都市政策課	調整班 計画調整班 宅地指導 班 景観まちづくり班
略	
建築課	調整班 審査指導班 計画指導 班
営繕課	営繕班 設備班 公営住宅建設 班 造成班
略	
その他知事 の直近下位 の組織	危機管理課 基地対策・企画班 防災対策・ 施設班 原子力・特殊災害対策 班 消防保安室 消防班 保安班

2 略

3 前2項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる隊を置く。

課	隊
防災企画課	防災航空隊

(秘書・広報戦略部各課)

第9条 秘書・広報戦略部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 行事の調整に関すること。
- (3) 知事の資産等の公開に関すること。
- (4) 皇室に関すること。
- (5) 栄典ほう賞の連絡調整及び県民表彰に関すること。
- (6) 部の人事及び組織に関すること。
- (7) 部内各課の予算の事務に関すること。
- (8) 部内各課の連絡調整に関すること。
- (9) 部内他課の所管に属しないこと。

ながさきPR戦略課

- (1) 戦略的な情報発信に関すること。
- (2) 広報活動の企画及び総合調整に関すること。

広報課

- (1) 広報活動の実施に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。
- (2) 報道機関との連絡調整に関すること。

(企画部各課)

第9条の2 企画部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

政策調整課

- (1)～(3) 略

- (4) 部内各課の予算の事務に関すること。
- (5) 部内各課の連絡調整に関すること。
- (6) 部内他課の所管に属しないこと。

略

2 略

3 前2項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる隊を置く。

課	隊
危機管理課	防災航空隊

(企画部各課室等)

第9条 企画部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

政策調整課

- (1)～(3) 略

- (4) 知事の直近下位の職に関する庶務及び予算の事務に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。
- (5) 部内各課（室）の予算の事務に関すること。
- (6) 部内各課（室）の連絡調整に関すること。
- (7) 部内他課（室）の所管に属しないこと。

略

(総務部各課室等)

第10条 総務部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。
略

略

(危機管理部各課室)

第10条の2 危機管理部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

防災企画課

- (1) 防災及び災害対策に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (2) 人命救助に関すること。
- (3) 防災会議に関すること。
- (4) 防災航空隊に関すること。
- (5) 原子力防災対策に関すること。
- (6) 不当要求行為対策に関すること。
- (7) 部の人事及び組織に関すること。
- (8) 部内各課(室)の予算の事務に関すること。
- (9) 部内各課(室)の連絡調整に関すること。
- (10) 部内他課(室)の所管に属しないこと。

基地対策・国民保護課

- (1) 石油コンビナート等防災本部に関すること。
- (2) 防災行政無線の維持管理及び総括に関すること。
- (3) 危機管理に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (4) 基地対策に関すること。
- (5) 自衛官募集に関すること。
- (6) 自衛隊との連絡調整に関すること。
- (7) 国民保護に関すること。

消防保安室

- (1) 消防及び救急並びに消防設備士に関すること。
- (2) 危険物及び危険物取扱者に関すること。
- (3) 猟銃等及び火薬類並びに火薬類取扱保安責任者に関すること。
- (4) 高圧ガス及び高圧ガス製造保安責任者並びに高圧ガス販売主任者に関すること。
- (5) 液化石油ガス及び液化石油ガス設備士に関すること。
- (6) 消防学校に関すること。

(地域振興部各課室)

第10条の3 地域振興部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

新幹線対策課

- (1)及び(2) 略

略

(文化観光国際部各課室)

(総務部各課室等)

第10条 総務部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。
略

秘書課

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 行事の調整に関すること。
- (3) 知事の資産等の公開に関すること。
- (4) 皇室に関すること。
- (5) 栄典ほう賞の連絡調整及び県民表彰に関すること。

広報課

- (1) 広報活動の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 報道機関との連絡調整に関すること。

略

(地域振興部各課室)

第10条の2 地域振興部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

新幹線対策課

- (1)及び(2) 略
- (3) 新幹線開業準備に関すること。

略

(文化観光国際部各課)

第10条の4 文化観光国際部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

(県民生活環境部各課室)

第11条 県民生活環境部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

自然環境課

(1)及び(2) 略

(3) 自然公園の保護及び利用の増進に関すること。

(4) 略

(5) 野生動植物の種の保存、外来生物による生態系等の被害の防止、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

(6) 温泉の保護及び利用適正化に関すること。

(7)～(9) 略

(福祉保健部各課室)

第12条 福祉保健部(こども政策局を除く。)各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

長寿社会課

(1)～(8) 略

(9) ケアラー支援に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

略

(福祉保健部こども政策局各課)

第13条 福祉保健部こども政策局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

こども未来課

(1)～(4) 略

(5) 子ども・若者育成支援に関すること。

(6)及び(7) 略

(8) 幼児教育センターに関すること。

(9)～(17) 略

略

(産業労働部各課)

第14条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

(1)～(3) 略

(4) 科学技術の振興に関すること。

(5) 産学官金連携に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

(6) 研究機関の連携研究事業に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

(7) 研究機関の研究評価及び機関評価に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

(8) 工業技術センターに関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

(9) 窯業技術センターに関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

第10条の3 文化観光国際部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

略

(県民生活環境部各課室)

第11条 県民生活環境部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

自然環境課

(1)及び(2) 略

(3) 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。

(4) 略

(5) 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護、狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

(6)～(8) 略

(福祉保健部各課室)

第12条 福祉保健部(こども政策局を除く。)各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

長寿社会課

(1)～(8) 略

略

(福祉保健部こども政策局各課)

第13条 福祉保健部こども政策局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

こども未来課

(1)～(4) 略

(5)及び(6) 略

(7)～(15) 略

略

(産業労働部各課)

第14条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

(1)～(3) 略

(4) 中小企業団体及び中小企業団体中央会に関すること。

(5) 商工会議所、商工会及び商工会連合会に関すること。

(6) 中小企業調停審議会に関すること。

<p>(11)～(13) 略 略 新産業創造課 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6)～(10) 略 経営支援課 (1)～(12) 略 (13) <u>中小企業団体及び中小企業団体中央会に関する事</u> (14) <u>商工会議所、商工会及び商工会連合会に関する事</u> (15) <u>中小企業調停審議会に関する事</u></p> <p>未来人材課 (1) <u>県内企業に対する産業人材の確保・育成支援に関する</u> <u>事</u>。 (2) <u>県内高校生の県内就職促進に関する事</u>（他課（室） の所管に属するものを除く。）。 (3) <u>県内大学生等の県内就職促進に関する事</u>（他課 （室）の所管に属するものを除く。）。 (4) <u>県外大学生等のUIターン就職促進に関する事</u>（他課 （室）の所管に属するものを除く。）。</p> <p>雇用労働政策課 (1)～(3) 略</p> <p>(4)～(11) 略 （農林部各課室） 第17条 農林部各課（室）の分掌業務は、次のとおりとす る。 農政課 (1)～(4) 略</p> <p>(5)～(8) 略</p>	<p>(7)～(10) 略 略 新産業創造課 (1)～(4) 略 (5) <u>科学技術の振興に関する事</u>。 (6) <u>産学官金連携に関する事</u>（他課（室）の所管に属す るものを除く。）。 (7) <u>研究機関の連携研究事業に関する事</u>（他課（室）の 所管に属するものを除く。）。 (8) <u>研究機関の研究評価及び機関評価に関する事</u>（他課 （室）の所管に属するものを除く。）。 (9) <u>工業技術センターに関する事</u>（他課（室）の所管に 属するものを除く。）。 (10) <u>窯業技術センターに関する事</u>（他課（室）の所管に 属するものを除く。）。</p> <p>(11) 略 (12) <u>ナガサキ・グリーンイノベーション戦略の推進に関す</u> <u>る事</u>。 (13)～(17) 略 経営支援課 (1)～(12) 略</p> <p>若者定着課 (1) <u>県内高校生の県内就職促進に関する事</u>（他課（室） の所管に属するものを除く。）。 (2) <u>県内大学生等の県内就職促進に関する事</u>（他課 （室）の所管に属するものを除く。）。 (3) <u>県外大学生等のUIターン就職促進に関する事</u>（他課 （室）の所管に属するものを除く。）。</p> <p>雇用労働政策課 (1)～(3) 略 (4) <u>県内企業に対する人材確保支援に関する事</u>。 (5)～(12) 略 （農林部各課室） 第17条 農林部各課（室）の分掌業務は、次のとおりとす る。 農政課 (1)～(4) 略 (5) <u>農業技術の普及指導に関する事</u>。 (6) <u>農林業に関する試験研究の調整に関する事</u>。 (7) <u>農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第2</u> <u>項各号に掲げる業務に関する事</u>（技術普及・高度化支 援班に限る。）。 (8)～(11) 略</p>
---	---

<p>(9) <u>農業イノベーション推進室及び団体検査指導室の庶務に関すること。</u></p> <p>(10)~(13) 略</p> <p>農業イノベーション推進室</p> <p>(1) <u>みどりの食料システム戦略の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>有害動植物等の防除対策、発生予察及び農薬の使用指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>病虫害防除所に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第2項各号に掲げる業務に関すること（技術普及・高度化支援班に限る。）。</u></p> <p>(5) <u>農業革新支援センター（農業革新支援専門員）に関すること。</u></p> <p>略</p> <p>農産園芸課</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>略</p> <p>（土木部各課室）</p> <p>第18条 土木部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>都市政策課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県の街路事業（計画）・連続立体交差事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市街地開発事業（国土交通省都市局の所管に属するもの）の調整、指導等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>都市公園及び緑地の事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市町国庫補助都市計画事業の指導監督に関すること。</u></p> <p>(6)~(14) 略</p> <p>(15) <u>新幹線事業の建設負担金等に係る事務に関すること。</u></p> <p>道路建設課</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>県の街路事業に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>道路維持課</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>(12) 団体検査指導室の庶務に関すること。</p> <p>(13)~(16) 略</p> <p>略</p> <p>農産園芸課</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>環境保全型農業の推進に関すること。</u></p> <p>(7) <u>有害動植物等の防除対策、発生予察及び農薬の使用指導に関すること。</u></p> <p>(8) <u>病虫害防除所に関すること。</u></p> <p>略</p> <p>（土木部各課室）</p> <p>第18条 土木部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>新幹線事業対策室</p> <p>(1) <u>新幹線建設に係る関係機関等との連絡調整及び事業調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>建設工事及び関連事業に関する地元対策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>建設負担金に係る事務に関すること。</u></p> <p>都市政策課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 連続立体交差事業に関すること。</p> <p>(3)~(11) 略</p> <p>(12) <u>宅地造成の規制に関すること。</u></p> <p>(13) <u>開発行為等の規制に関すること。</u></p> <p>(14) <u>優良宅地造成の認定に関すること。</u></p> <p>(15) <u>優良住宅新築の認定に関すること。</u></p> <p>(16) <u>宅地建物取引業に関すること。</u></p> <p>(17) <u>不動産特定共同事業に関すること。</u></p> <p>道路建設課</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 県の街路事業に関すること。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>道路維持課</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>都市公園及び緑地の事業に関すること。</u></p>
--	--

(5)～(7) 略
略
建築課

(1)～(15) 略

(16) 宅地造成の規制に関すること。

(17) 開発行為等の規制に関すること。

(18) 優良宅地造成の認定に関すること。

(19) 優良住宅新築の認定に関すること。

(20) 宅地建物取引業に関すること。

(21) 不動産特定共同事業に関すること。

(22) 略

略

住宅課

(1)～(6) 略

(7) 市街地再開発等事業（国土交通省住宅局の所管に属するもの）の調整、指導等に関すること。

(8)～(15) 略

略

盛土対策室

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(2) 都市防災総合推進事業（宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査に限る。）に関すること。

(6) 市町国庫補助都市計画事業の指導監督に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(7)～(9) 略
略
建築課

(1)～(15) 略

(16) 略

略

住宅課

(1)～(6) 略

(7) 市街地再開発等事業の調整及び指導に関すること。

(8)～(15) 略

(16) 都市再生整備計画事業の調整及び指導に関すること。

(17) 土地区画整理事業の調整及び指導に関すること。

(18) 土地区画整理審議会に関すること。

(19) 暮らし賑わい再生事業の調整及び指導に関すること。

略

（第9条から前条までの内部組織に属さない知事の直近下位の課室）

第18条の2 前各条の内部組織に属さない知事の直近下位の各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理課

(1) 防災及び災害対策に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(2) 人命救助に関すること。

(3) 防災会議及び石油コンビナート等防災本部に関すること。

(4) 防災行政無線の維持管理及び総括に関すること。

(5) 防災航空隊に関すること。

(6) 危機管理に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(7) 基地対策に関すること。

(8) 原子力防災対策に関すること。

(9) 自衛官募集に関すること。

(10) 自衛隊との連絡調整に関すること。

(11) 国民保護に関すること。

(12) 不当要求行為対策に関すること。

(13) 消防保安室の庶務及び予算の事務に関すること。

消防保安室

(1) 消防及び救急並びに消防設備士に関すること。

(2) 危険物及び危険物取扱者に関すること。

(3) 猟銃等及び火薬類並びに火薬類取扱保安責任者に関する

(名称、位置、所管区域等)

第26条 法令、条例又は前条の規定により設置された地方機関等の名称、位置及び所管区域等は、次の表に掲げるとおりとする。

関係部局	名称	位置	所管区域	根拠法令等	機関の種類別
総務部関係	略				
危機管理部関係	消防学校	大村市			内部組織
略					

第2節の2 危機管理部関係地方機関

第1款 内部組織

(内部組織)

第27条の2 消防学校に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	班
消防学校	教務課	

第2款 分掌事務

(分掌事務)

第27条の3 消防学校の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	分掌事務
消防学校	教務課	消防職員、消防団員等の教育訓練に関すること。

第2節の3 地域振興部関係地方機関

(内部組織)

第28条 略

2及び3 略

4 振興局に次に掲げる事務所等を置き、その名称、内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	班	位置
略		
同 建設部大瀬戸土木維持管理事務所	管理班 維持補修班	略
略		

5～7 略

(内部組織)

第42条 農林技術開発センター等に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び部門	課及び室	班
略			

ること。

(4) 高圧ガス及び高圧ガス製造保安責任者並びに高圧ガス販売主任者に関すること。

(5) 液化石油ガス及び液化石油ガス設備士に関すること。

(6) 消防学校に関すること。

(名称、位置、所管区域等)

第26条 法令、条例又は前条の規定により設置された地方機関等の名称、位置及び所管区域等は、次の表に掲げるとおりとする。

関係部局	名称	位置	所管区域	根拠法令等	機関の種類別
総務部関係	略				

略

その他(直属)	消防学校	大村市			内部組織
	校				

第2節の2 地域振興部関係地方機関

(内部組織)

第28条 略

2及び3 略

4 振興局に次に掲げる事務所等を置き、その名称、内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	班	位置
略		
同 建設部大瀬戸土木維持管理事務所	管理班 維持補修班 港湾班	略
略		

5～7 略

(内部組織)

第42条 農林技術開発センター等に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び部門	課及び室	班
略			

肉用牛改良センター	略		
	業務課	種畜育成班 後代検定班	改良技術班

2 略

(部長等)

第50条 略

2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
---	----

危機管理対策監	関係職員を指揮監督して特に重要な危機管理、防災、基地対策、消防及び保安に係る事務を掌理する。
---------	--

略

政策監（産業人材確保・育成担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な産業人材確保・育成の推進に係る事務及び、その推進を図るために必要な関係部局の施策の総合調整を掌理する。
------------------	---

略

政策監（デジタル戦略担当）	略
---------------	---

政策監（国際戦略担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な国際戦略の推進に係る事務及び、その推進を図るために必要な関係部局の施策の総合調整を掌理する。
-------------	--

略

肉用牛改良センター	略			
	業務課	種畜班 定育成班	改良技術班	検

2 略

第11節 その他知事の直近下位の組織関係地方機関

第1款 内部組織

(内部組織)

第45条の2 消防学校に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	班
消防学校	教務課	

第2款 分掌事務

(分掌事務)

第45条の3 消防学校の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	分掌事務
消防学校	教務課	消防職員、消防団員等の教育訓練に関すること。

(部長等)

第50条 略

2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
---	----

統轄監	特に重要な施策及び特定事項について、知事及び副知事を補佐し、部長及び局長を統轄し、関係職員を指揮監督して、その推進を図ることを掌理する。
-----	--

危機管理監	関係職員を指揮監督して特に重要な危機管理、防災、基地対策、消防及び保安に係る事務を掌理する。
-------	--

略

政策監（産業人材育成・県内定着促進・働き方改革担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な産業人材育成・県内定着促進・働き方改革の推進に係る事務及び、その推進を図るために必要な関係部局の施策の総合調整を掌理する。
----------------------------	---

略

政策監（デジタル戦略担当）	略
---------------	---

略

参事監（国際戦略担当）	関係職員を指揮監督して重要な国
-------------	-----------------

略

略

3～6 略

(保健所長等)

第53条の2 略

2 略

3 保健所に次長を置き、当該保健所の所管区域を所管する振興局保健部副部長（上五島保健所にあつては、五島振興局上五島支所保健部の副部長）をもって充てる。

4及び5 略

(職務代理)

第55条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務を代理する職員は、総務部長の職にある者とする。

2 略

別表第1（第25条関係）

部局	地方機関	設置の目的	所掌事務
総務部	略		
危機管理部	消防学校	消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため	1 <u>消防に関する教育訓練の実施に関すること</u> 2 <u>消防の用に供する設備、機械器具の性能試験及びその他必要な研究に関すること。</u>
略			

当) 際戦略の推進に係る事務及び、その推進を図るために必要な関係部局の施策の総合調整を掌理する。

略

補佐監 統轄監を補佐し、関係職員を指揮監督して特に重要な施策及び特定事項に係る事務並びに、その推進を図るために必要な関係部局の総合調整に係る事務を掌理する。

略

3～6 略

(保健所長等)

第53条の2 略

2 略

3 西彼保健所、県央保健所、県北保健所、上五島保健所及び杵岐保健所に次長を置き、当該保健所の所管区域を所管する振興局保健部副部長（上五島保健所にあつては、五島振興局上五島支所保健部の副部長）をもって充てる。

4及び5 略

(職務代理)

第55条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務を代理する職員は、統轄監又は総務部長の職にある者とし、その代理する順序は、統轄監、総務部長の順序とする。

2 略

別表第1（第25条関係）

部局	地方機関	設置の目的	所掌事務
総務部	略		

略			
その他知事の直近下位の組織	消防学校	消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため	1 <u>消防に関する教育訓練の実施に関すること。</u> 2 <u>消防の用に供する設備、機械器具の性能試験及びその他必要な研究に関すること。</u>

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる組織の組織上の職を命じられている者又は当該組織に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織の組織上の職に命じられ、又は当該組織に勤務を命じられたものとする。

左欄				右欄			
危機管理監	消防保安室	消防班	課長補佐	危機管理部	消防保安室	消防班	課長補佐
危機管理監	消防保安室	保安班	課長補佐	危機管理部	消防保安室	保安班	課長補佐
危機管理監	消防学校	副校長		危機管理部	消防学校	副校長	
危機管理監	消防学校	事務長		危機管理部	消防学校	事務長	
危機管理監	消防学校	係長		危機管理部	消防学校	係長	
危機管理監	消防学校	教務課	課長	危機管理部	消防学校	教務課	課長
危機管理監	消防学校	教務課	係長	危機管理部	消防学校	教務課	係長
総務部	秘書課	調整班	係長	秘書・広報戦略部	秘書課	調整班	係長
総務部	秘書課	秘書班	課長補佐	秘書・広報戦略部	秘書課	秘書班	課長補佐
総務部	秘書課	秘書班	係長	秘書・広報戦略部	秘書課	秘書班	係長
総務部	税務課	情報管理班	課長補佐	総務部	税務課	県税システム班	課長補佐
総務部	税務課	情報管理班	係長	総務部	税務課	県税システム班	係長
福祉保健部	障害福祉課	地域福祉班	係長	福祉保健部	障害福祉課	社会参加支援班	係長
産業労働部	新産業創造課	科学技術振興班	係長	産業労働部	産業政策課	科学技術振興班	係長
農林部	肉用牛改良センター	種畜班	専門幹	農林部	肉用牛改良センター	種畜育成班	専門幹
農林部	肉用牛改良センター	検定育成班	係長	農林部	肉用牛改良センター	後代検定班	係長
土木部	都市政策課	宅地指導班	課長補佐	土木部	建築課	宅地指導班	課長補佐
土木部	都市政策課	宅地指導班	係長	土木部	建築課	宅地指導班	係長
危機管理監	消防保安室			危機管理部	消防保安室		
危機管理監	消防学校			危機管理部	消防学校		
総務部	秘書課			秘書・広報戦略部	秘書課		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二二
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
田 宏
弥 卜